

# 審 査 申 立 書

平成 27 年 11 月 25 日

福島検察審査会 御中

1、申立人 市民連帯の会 代表 三井 環

2、罪名 談合

3、不起訴処分 平成 27 年 8 月 20 日 (福島検検第 2032 号) 資料①

4、不起訴処分した検察官

福島地方検察庁検察官検事 吉武 斉彦

5、被疑者

鈴木孝洋、菊池喜雄、熊本光義、遠藤豊次、大高紀元、

白岩優一、添田富永

6、平成 27 年 9 月 9 日付 告発人 市民連帯の会 代表

三井環の申立書 資料②

①、不起訴処分の裁定主文を明らかにされたい。

②、告発事実 ②以下の処分を明らかにされたい。

③、官製談合の処分を明らかにされたい。

## 7、平成27年9月14日付、不起訴処分理由告知書 資料③

福島地方検察庁検察官検事 吉武 斉彦

貴殿の請求により下記のとおり告知します。

貴殿および室井清男から平成26年7月11日付告発状により、  
告発された被告発人鈴木孝洋ほか6名に対する談合被疑事件の  
不起訴処分の理由は、次のとおりです。

不起訴処分の理由、嫌疑不十分

おって、前記告発状に記載されていたその余の告発事実

(告発事実②ないし⑭)については、犯罪事実が特定されてい

なかったため、受理しておりません。

## 8、被疑事実の要旨

菊池喜雄（株式会社菊池組代表取締役）、鈴木孝洋、（鈴木土建工業  
株式会社代表取締役）、熊本光義（株式会社熊本工務店代表取締役）、

遠藤豊次（遠藤工業株式会社代表取締役）、大高紀元（有限会社大高工務所代表取締役）、は、共謀の上、平成24年12月11日、西郷村文化センター第一研究室において、第12号除染対策事業、鶴生地区造成工事につき、あらかじめ、被告発人7名が談合し、鈴木土建工業株式会社代表取締役鈴木孝洋を、落札者と決定した上、鈴木孝洋あるいは、その担当者が上記⑭の被告発人西郷村役場職員から、予定価格を聞き出し、他の入札者に対して、第1回入札額で、入札するように依頼し、鈴木土建工業株式会社代表取締役鈴木孝洋が、3、460万円で落札し、よって、公正な価格を害したものである（別添資料①、第12号上記工事の入札状況調書参照）。

## 9、不起訴処分を不当とする理由

①、市民連帯の会代表三井環と室井清男（西郷村村議会議員）両名は、平成26年7月11日付で、福島検察庁に対し、談合等により、告発状を提出した。

告発状をみていただければわかるように、①ないし⑦は、西郷村にある地元企業による談合事件である。

告発事実⑧ないし⑬は、いずれも大手ゼネコンによる談合事件であ

る。

告発事実⑭の告発事実は、いずれも官製談合、入札談合と関与行為の排除および防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条の事案である。

ところが、福島地検の主任検事吉武斉彦は、告発事実①のみを受理して、他の告発事実②ないし⑭については、犯罪事実が特定していなかったため、受理しておりません。(平成27年9月14日付不起訴処分理由告知書参照)

受理した①の告発事実については、「嫌疑不十分」との裁定をした。

告発状の証拠⑥、資料⑱の添田富永作成の平成26年7月5日付の、上申書および告発状17頁ないし20頁までを、検察審査委員の方は、よく読んでいただきたい。

添田富永は、告発事実①の談合に関与した人物である。その人物は、談合というのは、許されるべきものではなく、競争入札にすべきであるとして、英断を持って福島地検に自首したのである。

西郷村の業者を裏切れば、それ相当の被害が及ぶことは必至であるのに、正義のために自首した。告発人市民連帯の会代表三井環は、添田富永とは面識がなかった。添田富永から、三井環に電話があつて、

東京の三井環事務所で会ったのが最初である。談合で告発をしてほしいということであった。

その後、4～5回、三井環事務所を訪れ、告発状の29頁の8、証拠①ないし⑥の資料の提供を受けた。告発人の一人である室井清男も、一度、三井環事務所を訪ねて、告発人の一人になりたいとの申出を行った。

そのような経緯で、平成26年7月11日付の告発状が作成された。告発状は郵送し、平成26年7月14日、福島県庁内にある社会記者クラブで、三井環、室井清男出席のもと、記者会見をし、告発状をマスコミに配布した。

②、添田富永は、談合の具体的状況を上申書で供述している。特に、鈴木土建工業株式会社から添田富永に連絡があつて、入札価格を3、600万円に入れてほしい旨、依頼を受けた。

鈴木土建工業株式会社の方は、1回目で決まるという話であった。

添田富永は、依頼を受けたとおりの金額3、600万円の入札をした。

入札の結果、鈴木土建工業株式会社が3、460万円で落札をした。

添田富永が、談合の具体的事実を供述しているのに、なぜ「嫌疑不十分」となり得るのか。全く理解困難である。

告発事実①の添田富永を除く6業者に対して、一体、どのような取り調べをしたのか、検察審査会の委員の皆さんは、それを調査していただきたい。

検察審査会委員の方は、これらの調書をご覧になられると思うが、談合ではなく、競争入札であると、検事の筋書き通りの検面調書になっているのではないかと思われる。

これらの業者は、西郷村内の情報によると、検事から呼び出しがあれば、すぐ談合を認めるとのことであった。

そもそも、談合というのは、密室犯罪である。他に物証などが残る可能性は少ない。

であるから、談合の捜査は、逮捕、勾留して取り調べをするのが慣行となっている。そうすれば、必ず、告発人三井環の経験からしても、すぐ自白をするのが通例である。

ところが、本件については、逮捕、勾留はされていない。それどころか、告発から約1年1カ月後に、処分通知が告発人に届いた。

そんなに、長期に及んで、告発事実①の事実を捜査するに、一体、

何をやっていたのか。

西郷村村民からも疑問の声があがっている。告発人三井環は、談合事件で、逮捕、勾留しないで処理した事例を知らない。

談合者の供述を頼りに、証拠固めをするのが談合事件である。そうすれば、必ず談合の事実を自白するのが通例である。

本件は、捜査といわれる筋合いのものではない。取り調べ検事が談合の事実を否定させ、競争入札へと誘導した、いわゆる虚偽内容の検面調書であると思われる。

もちろん、主任検事吉武斉彦一人がなし得る問題ではなく、次席検事、検事正と相通じて、嫌疑不十分などという暴挙を犯したものと言わざるを得ない。

検察審査会の委員の方は、福島だけでなく、東北震災の除染事業等については、すべて、談合であるということを、肝に銘じていただきたい。

除染事業は、まだまだ10年先に除染が出来るかどうかさえも未知数である。その間に、数十兆円の国民の税金が談合によって、食われるのである。国民の税金を侵害する犯罪、それが談合である。

ところが、福島地検は、「嫌疑不十分」にすることによって、談合を

助長した。村民の間では、堂々と談合をやろうという声さえ、出始めている。

それだけの大罪を、福島地検は犯した。

検察審査会の委員の皆さん、検察は、村木厚子事件では、真っ白を真っ黒にしようとして、証拠物であるフロッピーディスクを改ざんし、犯人である前田恒彦検事の犯罪を隠ぺいしたとして、副部長の佐賀元明、特捜部長の大坪弘道が逮捕され、起訴され、有罪となった。

他方、東京地検特捜部では、田代政弘検事が、内容虚偽の小沢一郎が共犯である捜査報告書を作成し、それが大きな原因となって、小沢一郎は強制起訴された。

今回の、福島地検の談合事件でも、本来、検察がなすべき捜査を検察がしない。無罪放免させた。これら検察が暴走している実態を、検察審査会の委員の皆さんは、考えていただきたい。

- ③、告発人三井環が、告発状を提出した約2か月後の、平成26年9月11日、福島地検の吉武斉彦主任検事から、告発人三井環に電話があった。その内容は、告発事実①（自首事件）のみを捜査し、他は不問にしたいというものであった。告発人三井環は、「逮捕、勾留して、捜



査さえすれば、すべての案件を起訴できるので、捜査されたい。仕切り役も特定しているので、まず告発事実①の事件で、被告発人を逮捕、勾留し、捜査をすれば、芋づる式に次々と逮捕勾留、起訴が可能である」と、話した。

すると、吉武斉彦検事は、「それは、私もわかっているのですが・・・」。告発人三井環は、通常、検事であれば、これだけの材料を与えられたのであるから、張り切って次々と逮捕勾留して、捜査を進めるのが検事のやり方である。

しかるに、吉武斉彦検事は、わざわざ告発人三井環に電話をして、そのようなことを言うのは、検察内部あるいは、法務省筋、日米合同委員会という組織、安倍政権などから、何らかの圧力がかかっているのではないかと直感した。

検察審査会の委員の皆さんは、「日米合同委員会」という組織をご存じないかもしれないので、簡単に説明したい。

「日米合同委員会」というのは、日本に駐留している米国軍部と、日本の官僚の集まりで、六本木にある「ニュー山王ホテル」において、月2回会議が開催される。重要事項の決定は、その会議において決定され、それが法務省筋、裁判所、他の機関に、指示命令される。いわ

ゆる、日本国憲法よりも上位の機関である。ほとんどが「密約」という形で、文書化されない。

④、不起訴処分理由告知書によると、告発事実②ないし⑭については、犯罪事実が特定されていなかったため、受理しておりません。と告知された。

検察審査会の委員の皆さん、告発状をご覧になってください。被告発人、談合の年月日、その内容、談合による落札者、いずれも特定されている。

検察当局は、被告発人を逮捕、勾留して取り調べをすれば、いとも簡単に起訴が出来る。

官製談合については、予定価格が漏れていなかったら、入札価格は、予定価格の上になったり、下になったりする。上になったら無効になる。ところが、告発した事実は、入札額が予定価格よりも下であるが、くっついている。落札率は、96%以上、そのうち8件は、99%台という高い落札率である。

したがって、西郷村役場から、予定価格が談合業者にもれていることは、疑う余地がない。

しかし、福島地検は官製談合を、受理していないという。談合業者を逮捕、勾留して取り調べをすれば、西郷村役場の職員の誰から予定価格を聞き出したのか、明らかになった。

福島地検が受理しないというのは、告発人の権利の行使を妨害した刑法第193条公務員職権乱用罪に該当するのではないか。

なぜなら、受理して、適正な捜査さえ実施すれば、告発事件のすべての案件が解明できるからである。

公務員職権乱用罪については、また別途、検討したい。

⑤、「財界ふくしま11月号」に、福島地検の本件捜査を非難する記事が出ているので、それを添付したい。(資料④)

⑥、平成27年8月26日付、告発人西郷村村議会議員室井清男作成の上申書(資料⑤)を添付したい。その上申書は、室井清男議員が、福島地検から処分通知書を受領し、それからしばらくして亡くなった。

室井清男議員の福島地検に対する怒りを込めた遺言である。電話で、「殺すぞ」と脅かされ、耐え忍んできた。

それも、検察が適切な捜査をしてくれるものとばかり思っていたの

で、耐え忍んできた。

室井清男議員の病床で、横たわっている写真も添付したい。

10、検察審査会の委員の皆さん、国民の代表として、このような検察暴挙を許してはなりません。皆さんの血税は、東北列島、まさしく談合列島であって、大手ゼネコンだけでなく、日米合同委員会により、米国債の購入、安倍政権、高級官僚の懐に入る仕組みになっている。

他方、国民は、放射能汚染で不健康になり、元の住まいにも戻れず、消費税は増税され、復興税も増設、ますます貧困化している。国民の多くの声を無視して、福島地検は一握りの人たちの利権に加担した。真相は、談合犯罪であるのに、嫌疑不十分という犯罪行為を行った。

福島地検は、上からの圧力に屈して、自首事件は仕方がないから受理したが、他のすべてを受理しないという暴挙に出た。国民にとって許しがたいことである。

告発事実①については、逮捕、勾留して捜査さえすれば起訴できる案件である。

被告発人の検面調書（添田富永の調書を除く）は、真相は談合であるのに、競争入札の調書になっていると思われる。

検察審査会の委員の皆さんが出来ることは、告発事実①については、「不起訴不当」の議決をお願いしたい。

他の告発事実②ないし⑭については、受理しないということであるが、告発事実①ないし⑭は、一体の犯罪であって、これを受理して、他を受理しないというような案件ではない。

受理しないというのは、公務員職権乱用罪にあたる可能性が強い。適正な捜査をするように、福島地検に勧告されたい。

なお、告発状全文および添付資料（添田富永の上申書を含む）のすべては、福島地検において保管をしているので、取り寄せをお願いしたい。